

第51期平成28年度第2回

香川地方最低賃金審議会

会 議 次 第

平成28年8月1日(月)14:00～
香川労働局第1会議室(2階)

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成28年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について
- (2) 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)
- (3) その他

3 閉 会

第 51 期平成 28 年度第 2 回

香川地方最低賃金審議会

資 料 目 次

- 1 平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- 2 香川県特定最低賃金の改正決定を求める申出書（写）

平成 28 年 7 月 28 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

中央最低賃金審議会
会長 仁田 道夫

平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

平成 28 年 6 月 14 日に諮問のあった平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

平成 28 年 7 月 26 日

- 1 平成 28 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

平成 28 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	25 円
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	24 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	22 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	21 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 23 年 2 月 10 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」の 4 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、「ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）、経済財政運営と改革の基本方針 2016（同日閣議決定）及び日本再興戦略 2016（同日閣議決定）に配意した」調査審議が求められたことに特段の配慮をした上で、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率が低下してきたこと、影響率が高まる傾向にあること等、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待する。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）

第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が今年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成 28 年 7 月 26 日

1 はじめに

平成 28 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金の水準が最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第一条に規定する法の目的を満たしているかどうかという観点から議論することが必要であると述べ、賃金改定状況調査の第 4 表に基づく最低賃金の引上げ幅の議論のみならず、最低賃金のあるべき水準を重視した議論が必要であると主張した。

また、目安制度の目的が、地方最低賃金審議会が地域別最低賃金を決定する際の基本的事項や賃金水準の全国的整合性を図ることであること等を踏まえれば、地域間格差を拡大する目安を示すことは不相当であり、その縮減をはかることが重要であると主張した。

さらに、生産年齢人口の減少など人口動態の変動を踏まえた上で、労働生産性を高めつつ、労働の質や量の変化に応じて最低賃金水準を引き上げることが重要であると主張した。

また、家族の生活に必要な賃金水準を確保するとともに、所得格差に歯止めをかける観点からは、現在の地域別最低賃金の水準は不十分であり、特に地域における労働者の生計費と賃金を重視しつつ、雇用戦略対話の全国で最低でも 800 円、全国平均 1,000 円という目標到達へ向け、早期にその道筋を示す目安額とすべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記 1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、わが国の景気は緩やかな回復基調にあるものの、国内総生産（GDP）の約 6 割を占める個人消費は伸び悩むとともに、為替は円高傾向にあり、イギリスの EU 離脱問題などによって、世界経済の不透明感が一層増している中、テロへの世界的な不安などと相まって、日本経済の先行きに関する懸念は高まっていると主張した。また、中小企業については、倒産件数は減少しているものの、企業数は、2009 年の 420 万から 2014 年には 381 万社に減少するなど廃業は依然として多く、人手不足や事業継承の問題も深刻化しており、総じて厳しい経営状況にある

と主張した。

また、使用者側委員としては、近年の最低賃金が、景気や経営の実態とは関係なく、いわゆる「時々の事情」によって大幅な引き上げが行われ続けてきたとの認識を示し、地域別最低賃金の近傍で働く労働者が増加している中で、中小零細企業の経営体質を強化する支援策が拡充されることなく、最低賃金を大幅に引き上げることへの懸念を表明した。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)における最低賃金に関する記載については、最低賃金を毎年自動的に3%引き上げることの意味するのではなく、名目GDP成長率が3%を下回る場合は、当該経済状況に配慮し、最低賃金の引上げを抑えるものであるとの認識を示すとともに、「ニッポン一億総活躍プラン」の検討をはじめた昨年秋と比べて、我が国経済の状況や、中小企業を巡る経営状況が悪化している点を考慮すべきことを主張した。

使用者側委員としては、中小企業、小規模事業者全体の生産性向上が達成されておらず、政府の支援施策も不十分である中で、各種統計データに基づかずに、引上げの具体的な根拠が説明できない目安を示すことになれば、地方での審議において大きな混乱を招くことになることを主張した。

その上で、今年度の最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法の原則である、地域における労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力の3要素に基づき、最低賃金引上げの前提条件である名目GDP成長率、中小企業や小規模事業者の生産性向上に向けた支援の状況、取引条件の改善等に関する状況を踏まえながら、各種統計データ、特に、中小零細企業の賃金引上げの実態を示す賃金改定状況調査結果の第4表のデータを重視した議論を行うべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに下記1の公益委員見解が取りまとめられることについて、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会(以下「目安小委員会」という。)としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成23年2月10日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」の4(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「ニッポン一億総活躍プラン」、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)及び「日本再興戦略2016」(同日閣議決定)に配意し、諸般の事情を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものであ

る。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

平成28年7月20日

香川労働局長
辻知之殿



香川県高松市古新町6番7号
U Aゼンセン香川県支部
支部長 山健二



香川県高松市錦町1丁目12番16号
フード連合四国地区協議会
事務局長 林泰宏



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、香川県冷凍調理食品製造業の最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

(記)

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

香川において、冷凍調理食品製造業を営む使用者に使用される労働者
593名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

香川県において、冷凍調理食品製造業を営む使用者に使用される労働者。
ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18才未満及び65才以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって技能取得中の者

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ) 清掃、片づけまたは雑役の業務

ロ) 手作業による原料の前処理の業務

ハ) 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組み立て、容器詰めまたは包装の業務。

1,438名

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定の決定を求めるものである。

最低賃金額については、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

5. 申し出の理由

- (1) 申請産業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウエイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。
- (2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から法定最低賃金の改正の決定が必要であること。

6. 添付資料

- (1) 労使協定の写し
- (2) 組合員数の確認書
- (3) 最低賃金必要性の決議書
- (4) 申し出に関する合意及び申請代表者に関する委任状
- (5) 申出に関する合意労働者名と組合員数

合意ケース	申出に関する合意労働者名	組合員数
労使協定	UAゼンセン北四国労働組合テーブルマーク労働組合	405名
労使協定	UAゼンセン北四国労働組合三崎水産支部	40名
労使協定	UAゼンセン北四国労働組合細川食品支部	30名
労使協定	UAゼンセン北四国労働組合ヨコレイ支部	27名
機関決議	味の素冷凍食品労働組合 西日本支部	91名
	合計	593名

(5) 香川県における冷凍調理食品製造業の事業所数と労働者数の概数

〈冷凍調理食品製造業の事業所数と労働者数の概数〉

適用事業所数	適用労働者数
47事業所	1,438名

以上

平成28年7月19日

香川労働局長
辻 知之 殿



香川県高松市新田町甲34
タダノ労働組合
執行委員長 十川 淳二



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

香川県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者
2, 731 人

2 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

香川県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

ただし、次に掲げるものは除く

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヵ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃の業務 ロ 片付け又は雑役の業務

以上 6, 274 人

3 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

4 申し出の内容

上記3の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5 申し出の理由

- (1) 申請産業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと
- (2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から法定最低賃金の改正の決定が必要であること

6 添付資料

- (1) 最低賃金必要性の決議書
- (2) 申し出に関する合意及び申請代表者に対する委任状
- (3) はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概要

以 上

香川県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の
事業所数と労働者数の概数
及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 香川県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の
事業所数と労働者数の概況

(平成27年12月現在)

産 業 名	事 業 所 数	適 用 労 働 者 数
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	338事業所	6,274人

2. 合意の効力の及ぶ労働者数

2,731人

3. 労働組合又は従業員団体により最低賃金を改正することが必要であるとの
機関決定が行われている場合の労働組合又は従業員団体の構成員数の内訳

(登録労働組合数および従業員会名簿より)

	機関決定を行った団体名	その構成員数
1	ジェイテクト労働組合香川支部	691人
2	村上製作所 労働組合	140人
3	タダノ 労働組合	1,154人
4	石 垣 労働組合	310人
5	タダノアイレック従業員会	223人
6	タダノエステック従業員会	124人
7	タダノエンジニアリング社員会	89人
合計	7 団 体	2,731人

平成28年 7月 1日

香川労働局長
辻 知之 殿



香川県坂出市川崎町1番地
川崎重工労働組合坂出支部
執行委員長 安部 貞正

香川県高松市朝日町4丁目1番地1号

JAMマキタ労働組合
執行委員長 大嶋 義浩

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

香川県において、船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社を営む使用者に使用される労働者

2, 025名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

香川県において船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社を営む使用者に使用される労働者

ただし、次に掲げる者を除く

(1) 18歳未満及び65歳以上の者

(2) 雇い入れ後6ヵ月未満の者であつて技能習得中の者

以上 4, 430名

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求めるものである。

最低賃金額については、最低賃金法第15条第1項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

5. 申し出の理由

(1) 申請産業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウエイトが高く県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

(2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から法定特定最低賃金の改正が必要であること。

6. 添付書類

(1) 労働協約の写し

(2) 最低賃金必要性の決議書

(3) 申し出に関する合意書及び申請代表者に関する委任状

(4) 香川県下における船舶製造・修理業、船用機関製造業の事業所数と労働者の概数

以上

香川県に於ける船舶製造・修理業，舶用機関製造業の 事業所数と労働者数の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
船舶製造業・修理業， 舶用機関製造業	169 事業所	4,430名

(上記の内、最低賃金の必要性に合意する者の内訳)

合意のケース	組合（支部）数	合意する者
労働協約適用	3 組合	1450名
必要性の機関決定	2 組合	575名
計	5 組合	2025名

(労働協約適用労働者)

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	川崎重工株式会社 坂出工場	川崎重工労働組合 坂出支部	1090名
2	株式会社 マキタ	JAMマキタ労働組合	233名
3	四国ドック株式会社	三井造船労働組合連合会 四国ドック労働組合	127名

(必要性の機関決議)

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	今治造船株式会社 丸亀事業本部	今治造船労働組合	464名
2	多度津造船株式会社	多度津造船労働組合	111名

平成28年 7月 14日

香川労働局長 殿

電機連合東四国地方協議会

事務局長 横山 一男

三菱電機労働組合丸亀支部

執行委員長 西川 啓三



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、香川県製造業の特定最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

香川県において電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 1,971名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

香川県に於いて電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

ただし次に掲げる者を除く

(1) 18歳未満及び65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ. 清掃・片付け又は賄いの業務

ロ. 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤・卓上ボール盤・手持電動工具

その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行なう運搬・包装・箱詰め・袋詰め・みがき・選別・検査・組立て・取付け・マーク打ち・塗油・組線・巻線・かしめ・穴あけ・ねじ切り・曲げ・打ち抜き又はバリ取りの業務

(これからの業務のうち流れ作業の中で行なう業務を除く)

以上 5,144名

3. 改正の決定を申し出る特定最低賃金の件名

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される特定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

最低賃金額については、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

5. 申し出の理由

(1) 申請産業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと

(2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から特定最低賃金の改正の決定が必要であること

6. 添付書類

(1) 労働協約の写し

イ. 三菱電機株式会社と三菱電機労働組合との最低賃金に関する確認書

ロ. 三菱電機エンジニアリング株式会社と三菱電機エンジニアリングユニオンとの最低賃金に関する覚書

ハ. 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社と三菱電機プラントエンジニアリング労働組合との最低賃金に関する協定書

(2) 最低賃金必要性の決議書

イ. 四変テック労働組合

ロ. 四国計測工業労働組合

ハ. アオイ電子労働組合

ニ. 四国工商ユニオン

(3) 申し出に関する合意及び申請代表者に関する委任書

(4) 香川県下における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者の概数

以 上

(労働協約適用労働者)

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	三菱電機株式会社受配電システム製作所	三菱電機労働組合丸亀支部	502人
2	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 丸亀事業所	三菱電機プラントエンジニアリング労働組合 丸亀分会	68人
3	三菱電機エンジニアリング株式会社 丸亀事業所	三菱電機エンジニアリングユニオン 丸亀支部	83人
労働協約適用労働者の合計			653人

(必要性の機関決議)

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	四変テック株式会社	四変テック労働組合	353人
2	四国計測工業株式会社	四国計測工業労働組合	404人
3	アオイ電子株式会社	アオイ電子労働組合	498人
4	四国工商株式会社	四国工商ユニオン	63人
必要性の機関決議における適用労働者数の合計			1,318人